

四街道市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民等が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及びやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において活動を行っている団体をいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (4) 犯罪行為等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪行為等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市民等であるものその他これらに準ずる者として市長が認めるものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪行為等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪行為等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (8) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、適切かつ途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係

機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、当該犯罪行為等の被害を受けたことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うものとする。

2 市は、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うものとする。

3 市は、犯罪被害者等が当該犯罪行為等の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等のうち規則で定める者に対し、規則に定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(家事援助費用の助成)

第8条 市は、前条の規定による見舞金の支給（以下「見舞金の支給」という。）を受けられることができる者のうち、当該犯罪行為等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難となったものに対し、家事援助サービスを利用した場合は、規則に定めるところにより、その費用の一部を助成するものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支給)

第9条 市は、見舞金の支給を受けられる者が、当該犯罪行為等の被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席した場合又は公判期日等に傍聴した場合は、規則に定めるところにより、旅費等を支給するものとする。

(転居費用の助成)

第10条 市は、見舞金の支給を受けられる者のうち、当該犯罪行為等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったものに対し、当該犯罪行為等による被害が発生した日以後に転居（最初の転居に限る。）した場合は、規則に定めるところにより、当該転居に要した費用の一部を助成するものとする。

(居住支援)

第11条 市は、見舞金の支給を受けられる者のうち、当該犯罪行為等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったものの居住の安定を図るため、住居に関する必要な支援を行うものとする。

(精神的被害の回復への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪行為等により受けた精神的な被害が早期に軽減

し、又は回復することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(関係機関等との連携協力)

第13条 市は、犯罪被害者等が、適切な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関等との連携協力を努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行う人材の養成)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を養成するための研修その他必要な措置を講ずることができる。

(市民等への理解促進)

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等が理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪行為等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条の規定による見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。

(四街道市安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

3 四街道市安全で安心なまちづくり条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除